平成２８年度第１回古河市景観審議会議事録

１　日　時　平成２８年６月２８日（火）午後３時００分～午後５時００分
２　場　所　古河市役所　古河庁舎　２階　特別会議室
３　出席者　（委員）
松本昭会長、加藤誠洋委員、大山早嗣委員、鷲尾政市委員、小山幸子委員
（事務局）
児矢野都市局長、成瀬都市局参事、高橋都市計画課長、塚原都市計画課係長、
高松都市計画課主幹、山口都市計画課主事
４　傍聴者　報道関係１名
５　議　事
・古景諮問第１号　古河市景観賞について
６　その他　　連絡事項
７　会議経過　　次項以降のとおり

午後３時００分開会

【司会】定刻となりましたので、ただ今より平成２８年度第１回古河市景観審議会を開会いたします。本日司会を務めさせていただく都市計画課の高橋と申します。よろしくお願いします。今年度、組織変更と職員の異動がありましたので、旧来の職員を含めて紹介させていただきます。

（職員自己紹介）

審議に入る前に配布資料の確認をお願いします。本日の次第、平成２８年度第１回古河市景観賞実施要領（案)、実施スケジュール（案)、古河市景観賞募集チラシ、古河市景観賞応募用紙、記入例、古河市景観賞実施要綱です。もし、不足がありましたらお声かけください。

それでは、お手元の次第に従いまして、審議会を進めていきたいと思います。

本日、審議会委員５名全員が出席しています。古河市景観条例施行規則第２３条第３項の規定どおり、半数以上の出席がございますので審議会は成立していることを、ご報告いたします。

続きまして、都市局長の児矢野よりご挨拶させていただきます。

【都市局長】開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

～　挨拶　～

【司会】続きまして、松本会長よりご挨拶をお願いします。

～　挨拶　～

【司会】ありがとうございます。続きまして、諮問書の交付です。

古河市景観条例第２６条第２項により、審議会は、市長の諮問に応じ、審議し、その結果を市長に答申することとなっております。

諮問書を市長に代わりまして児矢野局長より松本会長にお渡しいたします。

（諮問書の手交）

また、会長にお渡しした諮問書の写しを皆様にお配りいたします。

これからの進行については、古河市景観条例施行規則第２３条第２項の規定により「会議の議長は、会長をもって充てる」と定められておりますので、松本会長に進行をお願いします。

【松本会長】それでは景観審議会を始めたいと思います。

本日の会議にてご審議いただきます議事は、非公開情報や個人・法人が特定でき、不利益等を被る情報等に該当しておりませんので、古河市景観条例施行規則第２５条「会議は、原則として公開するものとする」とあるとおり、公開いたしたいと思いますので、ご了承願います。本日は傍聴希望者はおりません。報道関係者がいらっしゃればご案内していただけますか。

【事務局】報道関係者が１名いらっしゃいますので、入場していただきます。

（報道関係者入場）

報道関係者の方につきましては、審議に入るまでは写真撮影、録音、録画が可能となります。

【松本会長】続きまして議事録署名人２名の指名ですが、会長の私と席順５番のＡ委員でよろしいでしょうか。

【Ａ委員】はい。

【松本会長】それでは、私とＡ委員が議事録署名人ということでよろしくお願いします。

【松本会長】早速、議事に入らせていただきます。議事は古河市景観賞についてということでございます。これについては、前回、平成２８年２月２５日のときに景観賞を新年度から創設したく、どのような内容・仕組みにするかということで、１度議論していただいております。今日は敢えてそのときの議事録を用意してもらっています。とてもいい議論をしていますので、その記録を手掛かりに記憶を甦らせていただいて、良い内容にしていきたいということで参照していただきたいと思います。それでは、進め方としては市から前回の記録を踏まえて説明していただいた後に議論をしたいと思います。まずは概要の説明をお願いします。

【事務局】それでは私からご説明いたします。お手元にございます平成２８年度第１回古河市景観賞実施要領（案）をご覧ください。

まず、目的ですが古河市景観賞実施要綱に基づき実施する平成２８年度第１回古河市景観賞に関する事務手続き等について必要な事項を定めるものとする、ということです。

募集につきましては、期間は平成２８年９月１日から１０月３１月の２か月間を予定しております。募集方法としましては、広報、ホームページに掲載することとし、応募チラシを市内各施設におくことを予定しています。応募受付方法につきましては、応募用紙に必要事項を記入したものを、持参、郵送及び電子メールによる応募を受け付けます。電子メールの場合のファイルサイズは合計３メガバイトまでとするという内容です。

選考については、前回の景観審議会のときにお話しさせていただいたとおりの選考基準で、

・歴史的又は文化的な景観に寄与しているもの

・水辺や緑等の自然環境に調和し、それらの美観に寄与しているもの

・周辺の景観に調和し、地域の景観を先導するデザイン性のあるもの

・その他優れた景観形成に寄与しているもの

です。

これらは主に建築物や工作物、広告物等を想定しております。

活動については、

・良好な景観形成又は保全を目的とした自主的で継続的な活動

・景観形成に関し、市民の意識高揚及び啓発に貢献している活動

ということで、基準を考えております。

部門分けのほうですが、２部門で考えております。１つは、まちなみ建築部門でして、例えば、建築物、工作物、屋外広告物、緑地、生垣、まちなみ等を応募対象にしています。それから、まちづくり活動部門については、まちづくり又は景観の向上を目的とする活動としております。

選考の手順としましては、事前準備をまず行います。事務局で古河市景観計画に記載のある地区別、部門別に応募作品を振り分けます。例えば、古河旧城下町地区ですとか、宮戸川北部地区といった地区がありますので、その地区毎で書類をまとめて、後はまちなみ建築部門かまちづくり活動部門かで振り分けます。

裏面に続きまして、市民からの応募や推薦があった作品について、表彰対象としての条件を確認し、景観賞の選考対象の資料を事前に景観審議会委員へ送付するとしています。記載もれがあった場合にその確認をすること等をこの段階でやっていきたいと思います。

選考作業につきましては、１２月に景観審議会にて選考していただくようお願いしたいと思います。選考は、書類審査及び必要に応じ、現地調査を行います。現地調査は公共空間から見える“景観”について行うということで、候補作品の内部には入らないようにしたいと思います。

それから、書類内容や現地調査について景観審議会で意見交換を行っていただきまして、その意見交換に基づき、まちなみ建築部門から５作品程度を選出するということで考えております。まちづくり活動部門は基本的にすべてを表彰対象とするとしています。また、各部門の中から大賞を１つ選出するということになっております。

選考における留意事項ですが、

・地区毎の景観づくりのテーマ・景観づくりの方針を念頭に置き、評価について協議する。

・まちなみ建築部門については古河らしいものとし、魅力的な景観を形成する上で総合的に優れているもの”を『大賞』を選考する。

・まちづくり活動部門は、活動内容の大小に関わらず選定することとし、継続性や景観まちづくりに対する今後の広がり等をもとに総合的に判断し、『大賞』を選考する。

となっております。

表彰の決定については、景観審議会から市長に選出結果を答申するとともに、市長が決定するという形です。

表彰は、２月下旬を予定しておりまして、古河市長より表彰を行うものとします。

その後に展示会を開く予定になっておりまして、３月上旬から下旬に市内の各公共施設にてパネル展示を行うことを考えております。パネル化する候補作品は地区や物件等を考慮し、バランスよく選定するものとします。

スケジュールにつきましては、実施スケジュール（案）のとおりです。先ほど申し上げましたが、募集期間は９月から１０月、選考準備が１１月、審議会での選考が１２月、表彰は２月、展示会は３月というスケジュールです。実施要領については以上となります。

あと、募集チラシのたたき台として作っておりますので、ご覧ください。第１回　　古河市景観賞で、“人・歴史・自然の共演　ふるさと古河の景観舞台づくり”というものです。募集期間があって、その下に「古河市景観賞は、市内の良好な景観やそれに係る振る舞いを表彰することで、みなさんの景観形成活動を応援することを目的としています。古河市景観賞では、景観形成に至る過程や良い景観から得られた効果にも着目します。景観に配慮しようと思った動機、実施に至るまでの苦労、創意工夫したこと、生じた変化等、写真

だけではわからないストーリーも是非教えてください！」ということで、前回の景観審議会でご意見をいただいた中で、振る舞いといったところがありまして、景観形成に係わるストーリーをできるだけ書いていただくようなお願いの文章になっております。

その下に部門の具体例を表示しております。まちなみ建築部門につきましては、建築物ですとか、屋外広告物、まちなみ、自然景観、工作物、庭園、生垣等になります。まちづくり活動部門については、違反広告物の除却活動ですとか、清掃、植栽、美化活動、勉強会等を想定しております。

裏面に詳細が記載されております。繰り返しになってしまい申し訳ありませんが、募集対象の具体例を挙げています。まちなみ建築部門については、例えば、

・周囲の景観に配慮した新築・増改築

・デザインや色彩等、周囲に調和する生垣や板塀

・建造物を改修し、活用している

・見晴のいい場所や愛着のある通り　等

を文章としても例示しています。

まちづくり活動部門について

・違反広告物を撤去するクリーン活動

・継続的な近隣・駅前等のゴミ拾い、雑草取り

・自治会、行政区で行う美観啓発　等

を挙げています。

あとは、注意事項を下のほうに挙げております。

・自薦・他薦問わず、どなたでも応募できます。

・お１人様何点でも応募できます。

・写真はカラー、モノクロどちらでも可とします。

・市内の景観であれば、ジャンル、撮影時期は問いません。ただし、被写体が建物等の内部のみであるものは対象外とします。また、個人宅から撮影したもの等、特定の人しか望めない景観も対象外とします。

・合成や事実を変えるような加工は認めません。

・建築基準法や茨城県屋外広告物条例等の関係法令を遵守していないもの、公序良俗に反するものは対象としません。
・第三者の承諾等が必要となる場合には、応募者の責任にて当該承諾等を得た上で、応募をお願いします。
・応募された書類は原則として返却いたしません。また、景観の啓発や広報等に使用させていただくことがあります。
となっております。

それから、景観賞の応募用紙がありますが、その記載例を作成してありますので、そちらをご覧ください。まちなみ建築部門としては、例えば、古民家カフェ〇〇　古河店という内容で作ってあります。応募理由のところは、「〇〇町は江戸時代の歴史的なまちなみの残る地区である。当初、別地域での出店を検討していたが、この地域特性を活かせれば集客が見込めることから、この場所に出店を決めた。築〇〇年の空き家であったが、柱や梁の状態はよく、外壁塗装や耐震補強を行えば十分活用できる状態であった。改築の際、外壁や看板は白と黒を基調とした。また、庇を設けて軒線を通し、お客様に歴史的な趣を楽しんでもらえるようにした。さらに、通りに面しているフェンスを黒塀に変更し、外から車が見えないように配慮した。」といったストーリーや振る舞いを書いていただくような内容になっております。裏面は、建築主（所有者）、設計者、施工者、完成時期を記入する書式になっております。写真も同じ応募用紙に添付できるよう欄を設けてあります。その他に必要な添付書類としては、案内図、その他資料としています。まちづくり活動部門のほうの記載例も同じような内容になりますが、例えば、〇〇行政区〇〇沿道クリーン活動ということで書いてありまして、「〇〇道路は幹線道路であり、交通量が多く、ゴミのポイ捨てが後を絶たなかった。〇〇行政区で話し合い、年に〇回、自発的に集まってごみ拾いを始めることにした。また、雑草が茂っていることがポイ捨てしやすい要因になっていると考え、平成〇〇年からは除草作業も併せて行うようにした。その結果、年々ポイ捨てされたゴミが減り、美観が維持されている。」という記載例です。団体の代表者名、団体の活動人数、活動場所、活動開始年月を書く書式になっています。写真と位置図については先ほどと同様です。事務局からの説明は以上です。

【松本会長】今日のこの会議は、前回２月２５日の審議会のすごく良い意見交換を踏まえて行うものとしており、そのときの議事録もいただいております。全部を読むことは大変なので、主な意見を振り返ってから、新しい意見を反映させたいと思います。レビューをした上で議論をしたほうが前回の蓄積が生かされて、より良いものができますので、振り返ってみたいと思います。

前回の議事録はページ数の記載がないので、気を付けてください。佐野市や足利市等、他市の状況の記載があるページがわかりますでしょうか。ここでは、毎年景観賞をやるかどうかという話をしました。応募件数が少なくなってしまうので、毎年ではなく、２年や３年に１回というところがありますという議論がありました。

その次のページをめくっていただくと、県で実施していますグリーンリボン賞との関係で、同じようなことで重複して表彰しなくてもいいのではないかというお話がありました。古河の景観賞で重なっても仕方がないので、事前に調整したほうがいいのではないかとか、あるいは場合によっては外してもいいのではないかといった議論がありました。また、同じページで重要なのは、古河市景観賞の古河らしさあるいは古河にふさわしい景観とは何かということで、城下町あるいは宿場町の個性に着目したものが何かあるのではないかという議論がありました。

１枚めくっていただくと、振る舞いという言葉があります。景観と振る舞いということで、小さな市民の景観や環境の活動に対して賞を与えて激励しましょうということが重要でないかという意見がありました。

それから、自薦他薦はどちらでもよいというページがあり、エリアとしての景観賞と活動としての景観賞という話がありました。鎌倉市では景観１００選ということで、１０年間で１００個の景観をみつけるということをしており、１５年くらいかけて少しずつ古河の素晴らしい景観を集めるという提案、それから、振る舞うということに対して賞を与えたら良いのではないかということがありました。

次のページにいって、アダプトプログラムですとか美化活動ですとか花植え活動、そういうものが景観賞の対象としてあるのではないかという話がありました。

次のページでは、建築物はどの程度過去に遡ったものを表彰対象にするか。古河は歴史博物館や文学館が賞をとっており、古河総合公園の中には世界的な建築家の建物がある、そういったものまで改めて景観賞の対象として議論するのはどうかということが書かれています。

あとは、ハードとソフト、例えば、古河の歴史博物館と毎年お盆に行われる灯篭流し、というハードとセットという考え方もあるのではないかというお話がありました。

そのような議論をしながら、最終的には古河ならではの景観賞にしようよという話をしました。このような議論を踏まえて、市に検討してもらい、また議論しましょうということが、今日の審議会であります。そのような経過がありますので、その経過をレビューしていただきながら、建設的な議論を踏まえていいものにするということでお願いします。

そうしますと、内容は大きなステージは３つあります。最初は、応募するまでのところ、どういう対象に対して誰が応募するか等、応募に関する議論です。あと、出てきたものに対してどういうプロセスで誰が選ぶか、何を選ぶかということです。それから、選び終わったものを景観として育んでいくための施策、アフターのことです。

混乱しますので、順番に議論しながら最後に全体を通して話をしたいと思います。それでは、まず応募に関してお願いします。

【Ｄ委員】まず、スケジュールが９～１０月となっていますが、チラシの周知期間はいつ頃からと考えていますか。募集を始めたときが周知の初めになるのか、それとも、周知から募集まで期間があるのか。募集を始めるまでにどのくらい市民に景観賞を浸透させるかということになると思いますが。いつ頃からとお考えでしょうか。

【事務局】募集開始と同時ということで考えております。

【Ｄ委員】もう少し早めにしたほうがいいと思います。募集して次の日に応募がくるとは考えにくいです。募集の前に周知期間をつくって、市民の間にこういうものがあるのだということをわかってもらったほうが、より景観賞というものが身近に感じられて、話題にもなるのではないかと思います。

それからもう１つありまして、応募の基準ですが、市内に在住なのか、市内ではなくてもいいのか。

【松本会長】応募者の条件ですね。この実施要領ではどのようになりますか。

【事務局】市外であっても応募をかけたいと思います。といいますのは、古河らしさというお話がありましたが、以前、委員さんからお話があったように、意外と市内にいる人と市外にいる人の古河らしさは違うと思うからです。つきましては、古河市らしいということであれば、市外の人も含めて募集していいのかなと思います。

【松本会長】世界中どこからでもいいですよ、ということですね。

【事務局】そうですね。

【Ｄ委員】係わっていなくてもいいわけですよね。例えば、自然景観等は自分が係わっているわけではないですから、こういうところがいいですという応募をしても良い、ということですね。

【事務局】はい。そういったものについては、表彰対象者はおりませんが、何らかの賞として位置付けたいと考えています。

【Ｄ委員】それはこのチラシのどこかに入れておかないと、問い合わせがきたりするのではないかと思います。

【Ｃ委員】書類によって表現が異なっていることが要因だと思うのですが、表彰の対象者なのか募集の対象者なのかがわかりにくいですね。それから、建築物ですとかまちなみについては、パンフレットのまちなみ建築部門における建築物、まちなみ、屋外広告物等に該当し、これについては、古河市の区域内に存するということで謳っており、市外の方でも所有者、設計者、施工者および管理者と明示されているのですが、活動のほうは「本市において」と書いてあれば古河市における活動ということが明確になると思います。もう１つは自然景観については、どれに該当するのでしょうか。表彰の対象ではないから載っていないということでしょうか。

【事務局】自然景観につきましては、まちなみ建築部門というところに入るものと考えています。まちなみ建築部門はハード、まちづくり活動部門はソフトという形で考えていただければ分かりやすいかと思います。

【松本会長】実施要領では、まちなみというのは基本的には人工的な建物があって、それと自然美が一体となっているものということでしょうか。今言った自然景観、例えば、渡

良瀬川から見る美しい景観があるときに、そういうようなものはそもそも応募の対象になるのでしょうかという議論があります。まちなみと活動なので、少なくとも自然景観だけでは対象とならないと読めるのが一般的かと思います。そういうことでよろしいかということですね。また、誰に対して表彰するのかということもあります。先ほどＣ委員さんの言ったとおり、応募の対象と表彰の対象は違うということを整理しないといけないですね。古河市の建物と活動だけなのか、例えば、野菜がたくさん並んでいる景観が素晴らしいということで表彰するのか、そこはどうでしょうか。表彰の対象もそうですが、まず応募の対象になるのかということですが、どうでしょうか。

【事務局】応募の対象になるのかどうかということについては、自然景観、よい視点場というのも、古河市の景観の財産として守っていくべきものだと思いますので、応募の対象になると考えています。

【松本会長】そうしますと、こちらの実施要領のほうは、部門を３つつくるということですか。まちなみ建築部門とまちづくり活動部門と自然景観部門ということで３つになりますということですか。今の話であれば、３番目を付け加えることになるかと思いますが。

【事務局】まちなみ建築部門というところは、実は悩んだところではあります。写真によっては印象が変わってしまうかなという気はしており、そういった面を踏まえて分けて考えるのは難しいかなと考えていました。また、フォトコンテストになってしまっては景観賞の趣旨と違うのかなと思いました。

【松本会長】まちなみというと自然景観にはならないですね。自然景観には、人為的なものと自然が一体となったものや全て自然というものがありますけど、人工的なものが入っていないと対象外ということが係長さんのご答弁で、担当者とは異なる見解なので、とにかく決めないことには応募する方がやろうとしたけど対象にならないということになりかねません。役所の中でよく議論されて話されていると思うのですが、どうですか。

【事務局】１００％の自然景観だけですと、確かに写真の出来映えもありますが、なかなか難しいと思います。例えば、ゴルフ場のところから見た遊水地の眺めであるとか、葦焼きであるとか、自然だけでもいろいろあります。同じところであっても、もう少し引いて

雀神社の大きい木が入っていれば良い等、そういうところはあったほうがいいかと思います。

【松本会長】そうするとなんらかの人工的なものが少なくとも加わっていて、それプラス自然であればいいということですね。まちなみとしてなるということで。

【事務局】はい。ただ、そうするとこのチラシで自然景観の例示が変わってきます。

【松本会長】自己矛盾されているので、そこの交通整理をやっていただくことが重要ですね。というのがＣ委員さんのご指摘で、全くそのとおりですね。

【事務局】自然景観だけではなくて、何か言葉を考えて、写真も人為的なものが入っているものに変更したいと思います。

【松本会長】難しいですけど、ある程度の原理原則をつくっておかないといけないですね。そうすると、市の考えでは基本的には実施要領のほうが優先されているということですね。まちなみ建築とまちづくり活動、この名称がいいかどうかは後で議論をしたいのですが、とにかくそういうもので、まちなみの方は自然が入っていてもいいけれど、人工的なハードのものが少なからず入っていることを前提にしたい、ということが応募対象だとのことですが、その辺はどうでしょうか。いや、自然だけでもよしとするべきだということであればご意見を出してもらっても構いません。

景観というとどちらかというと人為的なものが加わって、自然とマッチして新しい価値を生み出し、全体的に調和しているというものが定着しているので、今の課長さんのご説明のとおりかなと思いますが、いかがですか。

【Ｃ委員】先ほど前回議事録の確認をしたときに、他の地域とか運用のお話がありましたが、まちなみ建築部門というのは俗にいう一般的なハードに該当するわけですね。まちなみ建築部門というのは、人工的な景観、要は誰かが能動的に行為をした結果できたものとして、自然景観は景観１００選でという方法があったと思うのです。市民から見たものと余所の人から見たところと景観として残しておきたいものという意味合いがあるのかなと思います。組み合わせが難しいのですが。

【松本会長】最初から除外してしまうというのはもったいないし、景観賞の趣旨は自然だろうが人工であろうと良いものは残し伝える、価値を共有化するという営みであれば、

最初からコミットしてしまうのはもったいないじゃないですかということですよね。

【Ｃ委員】周辺の景観に調和し…ということですが、周辺の景観にその自然景観を含めてとらえられるのではないでしょうか。

【松本会長】まちなみという言葉がひっかかりますね。

【Ｄ委員】部門をもう１つ増やせばすっきりするのではないでしょうか。

【松本会長】３本にすればすっきりしますね。

【Ｄ委員】そうすれば、自然景観のほうは別に表彰者はいなくてもいいわけです。古河が表彰されればいいわけですから。年間１０個ずつ選んで１０年で１００個になれば、古河らしさにつながります。

【松本会長】３部門にして、自然には表彰状を与える人がいないわけですから、１００までいったらお終いということであれば、先が見えます。そういうやり方もあるのではないかという意見ですが、皆さんがそれは素晴らしいことであれば、それで良いとは思いますが、いかがですか。枠組みが重要ですね。そのあたり、Ｂ委員はどうですか。

【Ｂ委員】自然景観については、古河にはこんなにいいところがあるのだという話を聞いておりますので、そういったものが蓄積されて、それこそ１００選にでもなれば、古河らしさになると思います。１部門を増やすことには賛成です。

【松本会長】Ａ委員さんはいかがですか。

【Ａ委員】私も素晴らしいと思いますので、賛成です。

【松本会長】そうすると市役所の仕事量が若干増えるかもしれませんが、景観審議会の委員のみなさんのご意見としては１つ自然景観だけを対象にした部門を３つ目として加えて、１００がいいかどうかは別にしても１つのターゲットに向かって蓄積をしていく、それが一定の数になれば結果として古河の自然景観の素晴らしさ、古河らしさにつながるという議論でございます。

【事務局】まちなみ建築部門とまちづくり活動部門の２つがございます。それはどちらかというと人が係わっている営みなので、今のような景観部門を設けて、表彰するのではなくて、古河の自然景観ベスト１００を募集しますみたいな形で今年はまず１０個とか出してもらって並行してやっていっても良いということですか。

【松本会長】逆にその方がいいのではないですか。

【Ｄ委員】３部門作ってしまって、自然景観については四季折々景観が変わってくるので、募集期間が始まってから冬の景観がいいということを写真で見せることができないわけですから、そのあたりを工夫したほうがいいですね。自然ですからね、特に。

【松本会長】季節の話はあるものの、今の２つに自然景観部門を１つ加えて、これは表彰するのではなくて、みんなでいいものと確認・共有し合うものとします。パンフレットかチラシにしてもらえば済むと思うのですが、少しずつ増やしていって１００のフレームを作っておいて少しずつ埋まっていきますよとか、そういうことかもしれませんが、そのようなものが良いのではないのでしょうかということで、市役所も了解してもらえるのであれば、１つのベースとして応募の対象が確定します。

【Ｄ委員】皆さんが表彰されるような感じがしますよね。我が古河にこんなにいいところがあるということで。

【松本会長】それがいずれ観光のパンフレットになったり地方創生のパンフレットになったりして、そういったところで活性化されればいいかもしれませんね。

【事務局】事務局としても渡良瀬遊水地等、大きいところはみんなわかっていると思うのですが、例えば、〇〇町内の〇〇神社のここが良いとか、細かいところに意外と気が付かないので、そうやって教えていただくということはかえってありがたいことです。２部門プラス古河の景観１００選みたいな形での募集も検討していきたいと思います。

【Ｄ委員】市民の方々に景観を発見していただくという視点があります。

【松本会長】では、そういうことでまちなみ建築部門とまちづくり活動部門の他に、表彰はありませんが自然景観を対象としたものを１つ加えて、全体として応募は３部門とするということが私たち委員の意見であり、市のほうもそれで受けてもらえそうなので、１つ整理ができました。その上で、この３つの中身の議論になります。

私からの質問は、この賞は毎年やるのか、何年に１回やるのか、という開催頻度のことがあります。それから、建築のほうは、他の事例では５年以内とか３年以内とか制限を設けていますけど、過去への遡りの制限を設けるのかということがあります。古河歴史博物館も古河文学館等も全て対象にしてやるのか。また、大賞は１件と規定しているので、大

家の方の作品がいくつか応募されてきたときに、この５人で選ぶのは社会的には難しいことなので、市役所もつらい思いをすることになると思いますが、その辺はいかがでしょうか。私としては、過去何年以内と切るべきだと思っています。隔年にするかどうかは議論がありますので、皆さんはどのようにお考えでしょうか。

【事務局】制限に関しては、例えば、５年前までで切るということで話はあったのですが、今回初めて行う景観賞なので、これまでに造られた良い景観のストックが漏れてしまうという懸念があります。また、どのくらいの件数が出てくるのか予測が難しいということもあります。最初なので、まずは広く門戸を開いてやってみようかなということで、このような提案をさせていただいています。

【松本会長】開催年度は、まずはやってみて応募の状況をみて次回以降を考えましょうということですね。そのあたり他の委員さんどうでしょうか。

【事務局】その他、まちなみと建築物のところ、例えば、大橋醤油店さんですが、古い建物があって昔ながらの家が何軒かあって、諸川宿の形を残している場所だよという場合、それをまちなみとして捉えるのか建築物として捉えるかというときですが、大橋醤油店さんの建物をクローズでみて建築物としてみると、築何年という制限にかかってしまいます。新しい建築物ではないので、視点は違うとは思いますし、たぶん、まちなみという捉え方になるとは思います。ただ、そういったところの整理がありまして今回の景観賞では、何年前という制限は設けていていません。

【松本会長】決めないけれど、今日の資料ですと大賞は１つにするということですか。

【事務局】そこもいろいろありまして、各部門の中から特に優れたものを大賞とするという考え方です。

【松本会長】まちなみ建築部門は１つですよね。建築物、工作物、屋外広告物、緑地、生垣というのは、全部ひっくるめてまちなみ建築部門で。しかも、建築年数は問わないとなると、醤油屋さん、歴史博物館、文学館、古河総合公園の中の建物まで、全て市民が良いということで応募が出てきたら、そこから１つ大賞を選ぶというのは、たぶん、私はできないですね。また、やってはいけないことだと思います。みなさんそれぞれ建築学会の賞をもらって、いろいろな賞をもらっているわけです。過去に学会レベル、国際レベルで表

彰を頂いたものについて、１自治体の審議会の委員が僭越にもそれを１つにして優劣をつけるなんてことは、建築文化への冒涜だということになりかねないので、そのあたりは慎重になるべきだという印象をもったのですが。

【事務局】そのへんの大きなもの、ほとんど公共建築物になるかと思います。自薦他薦は問わずということが書いてありますが、あまり同時にたくさん応募があるという想定はありませんでした。他薦で同時にたくさん応募があるという想定はなく、深く検討していませんでしたが、確かにその通りだと思います。

【松本会長】素晴らしいところがいっぱいありますよね。篆刻美術館もそうですし。武家屋敷のまちなみみたいで、民家の方がもっている塀等も、おそらく出てくると思うのですよ。そういうときに、１つを選びなさいというのは、もう少し細かく分けるとかしないと、大変な思いをすることになるなという印象があります。

【事務局】市の議論としては、応募がなかったらどうしようという懸念がありました。先ほどの隔年開催の話にもつながるのですが、同時にいっぱい出てきた場合の想定が抜けていました。

【松本会長】グリーンリボン賞とは重ならない方がいいでしょうか。過去に賞をもらったものは外すと。そうすると、景観賞の趣旨に反するのでしょうか。

【事務局】本来の趣旨ですと古河の景観なので、目的が違うので重複してもいいという考えではあったのですが。

【松本会長】そうであれば、先ほど言ったとおり、大賞を１つと決めないで、良いものだったらみんな選んでしまえばいいのではないでしょうか。

【Ｃ委員】要領の中の選考作業ですが、まちなみ建築部門から５作品程度を選出し、大賞を１つ選出するとありますが、書類審査のみで選出するということでしょうか。

【松本会長】大賞と選考が関係するので、次のステージの質問になります。私も先ほど大賞の話をしています。

【事務局】５つの選出につきましては、書類と現地調査の両方で想定をしています。

【Ｃ委員】通常ですと入選ですとか景観賞みたいなものを５作品程度、受賞作を決めて、その中から大賞を１つ決めるということであれば、まだ話はわかりやすいのですが。

【松本会長】全部含めてですからね。建築年数を問わず全てに門戸を開くのであれば、選ぶものを１つと決めないで、良いものはたくさんあっても良いということでいいと思います。その代り、昔の時代の民家が文化財で良いという話もありますので、年限を切るのであれば、そこから１つ１つを選出するという手もあります。狙いをどこに定めるかですね。

【Ｄ委員】出てきたもので良いものであれば表彰をしてしまっていいのではないかと思います。逆に駄目なものについては、きちんと駄目という基準を設けて、クリアできないというものがあったほうがいいのかなと思います。先ほどあったとおり、ある程度のところまでいくと選べないと思います。大賞についても誰かが選ばないといけないわけで、その基準をどうするのということになりますが、かなり難しいことです。人が変われば、選ぶものも変わりますし、継続して選出するレベルを保てるのかという話になりかねません。

　１つ気になったのが、記載例として挙げている古民家カフェ〇〇　古河店という例です。例ですので、こんな感じですよと書かれたのでしょうが、古い空き家があって、改築をして、いろいろなことをやって、景観に配慮しましたとあるのですが、庇を設けるであるとか、白と黒を基調とする、格子をつけるとかは、もしかしたら、まがい物のデザインになりやすいものなのですよ。あまりにまがい物みたいなものだけど、昔風につくりましたという事例をどう扱うかという場合、私としては、それはちょっと賞をあげられないよねという話になるような建物だと思うのです。そういうものの線引きは考えておくべきですが、あがってきたものでいいなと思うものは、全部賞状１枚でもいいので、お渡しして、自分で造ったものに誇りをもってもらう形でもいいのではないかと思います。

【松本会長】Ｂ委員さんはいかがですか。

【Ｂ委員】私もややそれに近い考えです。大賞を１つというのは難しいと感じます。年度によっては良いものがたくさん出てきてしまうこともあると思います。あまり、大賞にはこだわらずに、本当に皆さんが賛同していただけるようなものであれば、それを何点かでも表彰する形が趣旨に合っていると思います。

【松本会長】Ａ委員さんはいかがですか。

【Ａ委員】１つは難しいですね。

【松本会長】１つ選ぶ理由というのはコンペですね。今回の景観賞の趣旨は市民なり事業者が一緒に行政と良い古河のまちをつくっていこうということですよね。多少いろいろあっても、みんなで一生懸命やっているものは応援しましょう、と。みんなをその気にさせて、いいまちをつくりましょうというのが景観賞の趣旨ですので、語弊があったら申し訳ありませんが、賞状の紙を１つあげるだけで、何百万とお金がかかることではありませんね。行政として一生懸命やって頂いてありがとうございますと、感謝の気持ちを市民なり事業者に伝えるものについては、あまり１等２等と順位をつけなくて裾野は広くてもいいのではないかなという気はします。ただ、粗製濫造になってはいけないので、その辺は議論をしていこうということですかね。

【事務局】そうするとイメージとしては、応募があって、大賞を決めるのではなく、一定レベルを満たしているか審議して頂いて、基準をクリアしていれば景観賞ということでしょうか。

【松本会長】優秀賞と努力賞くらいのランクはあってもいいかもしれません。紛い物という言い方は変かもしれませんが、実は皮膚の本質は改善されていないけれどお化粧ばかりやっているというものは努力賞になるかどうかわかりませんが、場合によっては２つくらいに分けてもいいとは思いますが、１～３番まで順位をつける必要はないのじゃないかなと思います。それが賞の本質かなと思います。過去に遡っていっぱい出てきても、それであれば捌けますね。

【事務局】景観奨励賞ということでしょうか。

【松本会長】賞が奨励賞というよりは何か古河っぽい名前をつけたほうがいいと思いますけどね。奨励賞というと何かこう上から目線なんですよね。上から目線は駄目なので、ちょっとこうモグラの目線で、アリの目線でいかないといけないですね。名前は考えてもらって。

　そのようなところで、３部門にすること、過去は問わずにいつの時代のものでも門戸を開くこと、できるだけ多くを表彰してあげること、ナンバー１は決めないこと、こういった内容でいかがでしょうか。

【事務局】これをもとに修正してまとめようと思います。

【松本会長】表彰選考の仕方ですが、前回、振る舞い賞という言葉が出てとてもよかったのですね。まちなみや活動は他にたくさん使われているので、他にない名前を使った方がいろいろな意味で発信力があると思います。名は体を表すので。振る舞いとはまさしく活動、ビラ剥がしや花植えですね。私は振る舞いという言葉は素晴らしい言葉だと思います。

【Ｄ委員】他に振る舞いという言葉を使っているところはありますか。

【事務局】調べてみたのですが、今回出ているような部門名称が多くございました。振る舞いといいますとどこまでが振る舞いになるのかという、応募のときにわかりにくいかなという議論がありました。

【松本会長】まちづくり活動部門（景観ふるまい賞）とかはどうでしょうか。

【事務局】景観ふるまい賞が表にきて、括弧書きでまちづくり活動部門ということでしょうか。

【松本会長】そういう感じでサポートしてあげればと思います。

【事務局】そうすると、まちなみ建築部門もそのような名前が必要ということでしょうか。

【Ｄ委員】建物の振る舞いもありますよね。

【松本会長】先ほど課長さんのおっしゃったとおりにすると非常に古河らしい名前になるのではないかなと思います。せっかくアイディアとして出ているので、もし行政として格段の支障がないのであれば検討していただきたい。

あとは、選考についてですが、出てきたものをどういう形で選考しますか、選考委員は誰ですか、情報公開するんですか、このメンバーだけで決めるのですか等、ご質問やご意見はありますでしょうか。

応募締め切りが１０月３１日、それから選考して来年２月に表彰なので、選考は１２月の１か月ですね。選考準備が１１月。この１１～１２月にかけての市役所の作業、それから審議会でどのようなプロセスでやるか。結果として、市民のみなさまに賞が信頼されて私も応募しようとなることが重要なので、そのあたりで何かご意見があればお願いします。

【Ｄ委員】表彰して展示会をするときに座談会みたいなものをやるのですか。

【松本会長】最後は表彰したものについては何か公開をするとか、レビューが必要ということと、できるだけ公平透明でないといけないですね。情報が開かれていないといけませ

ん。いろいろなやり方はあります。完全に密室で専門家だけで決めて発表するということから、市民とか応募者に対して開かれると方法というのは、自分がＰＲする場を設けるとか、ポスターセッションといって応募があったものを１週間くらい市役所のロビーに展示して意見を言えるようにすること等があります。審査をする人が市民なり地域の人がどのように思っているのかということを斟酌して公平に決めるというプロセスが重要です。そこが開かれていないと賞そのものが長持ちしない。陰口を叩かれてしまう。景観賞というのは外部で５人位の先生で決めているらしいよと言われてしまったら終わりなので、そういったことのないように開かれた透明性の高い公平なプロセスが必要だと思います。具体的に何をするかですね。応募の数によるとは思うのですが。

【事務局】それは、例えば、市でパネルをつくっておいて、番号をつけておいて、意見を言えるような形にするということでしょうか。１１～１２月の準備のところでやりつつ、審議会でこういった意見がでましたとまとめて出して、ということしょうか。

【Ｄ委員】選考準備とは、出てきたものに対して落とすという選定選考作業は入っていないのですか。

【事務局】入っていないです。足りない分等があれば付け足す等はします。

【事務局】審議会は次が１２月なので、期間が短いので、締め切ってから日程調整をしていただくという側面もあります。

【松本会長】スケジュールは１２月で、審議会で決めるとなると、事柄の性格からいうと、できたら現場を見たいですね。現場を見ないで決めたのかと社会的に指摘を受けるので、現場を見たいです。そうするとかなり数が多く１日で廻れるかという話になってしまいます。他では、現場を見る日と審査をする日を別の日にするとか、全員が集まるのは無理なので現場を見る日を複数日設定して、都合の良い日に集まってくださいとか、いろいろな開催上の工夫をされています。そういうことをすると結構タイトですね。数が多いと１次選考ということで事務局が１０個にふるい落としてしまい、それについて選考委員は知らずに残されたものの中から選ぶという手段もありますが、そういったことはしないということなので、それはそれでいいと思います。ただ、応募がたくさんあったときに、どうするかですね。大変ですが１回目なので、試行錯誤でやるしかないかなとは思いますが。

【事務局】イメージとしては、応募資料を全てお渡しして、その中からこのあたりかなという目星をつけていただき、それを踏まえて現地を確認していただくという流れで考えています。

【松本会長】審査する人はこの委員ですか。

【事務局】そのようにお願いしたいと思います。

【松本会長】市民の目線とか違う目線は。あとは、選考した結果は何らかの形でコメントを出さないといけないですね。何でこれが選ばれたのか、あるいは何でこれが入らなかったのかという説明責任はありますので、結構大変ですね。社会的批判に耐えられるように真剣にやらないといけません。

やってみながら考えるということも重要ですが、ここだけは押さえておきたいということがあればおっしゃってください。

【Ｃ委員】応募作品の数によって対応の仕方を変えないといけないと思いますが、期間の制限があり、応募数が多かったときでも現地調査をするということは必然的に決まってしまうのですね。１日で廻るか２日で廻るかということはありますが、そこら辺を決めないと現地調査に行く案件も決められないと思います。例えば、応募作品全数を我々委員で目を通して、その中で何点までピックアップするかということを決めた上でやらないといけないと思います。

【事務局】事前に資料をお渡しする中で、皆さんからここは見ておきたいというところがあれば、当日行くコースを決めておけば効率的に廻れるかなと思います。

【松本会長】そのあたり選考に関して、何かご質問やご要望があればお願いします。

【Ｄ委員】そうですよね。初めに出てきたものを見て、こちらでどれを見たい、確認をしたい、これはちょっとなということになりますよね。

【松本会長】書類を送ってもらって、どういう評価がいいのかわかりませんが、丸、三角、バツくらいで、粗々それぞれの第１印象として、みんなの丸がついているものは良くて、丸と三角だったら良い、バツがほとんどだったらとりあえず横に置いておこうかとか、そのような整理が必要かもしれませんね。Ｂ委員さん、選考プロセスに関してはどうですか。

【Ｂ委員】作業としては誰かがやらなければならないことですよね。

【松本会長】極力落とすということではなく、みんなで盛り上げてあげるという賞ですよね。

　そのようなことで、やりながら考えるという部分もあると思いますが、私たちとしてはそういうところと、出来るだけ開かれたと言いますか透明公平な、応募者にわかるような選考のプロセスに配慮してもらいたいという趣旨でしょうか。

【Ｃ委員】要領の中で、パネル展示を行うとありますが、応募された作品全てを行うということを意味しているのか、受賞されたものということなのか、いかがですか。

【事務局】当初はまちなみ建築部門のほうで５作品、それ以外まちづくり活動部門は全てということで考えておりました。ただ、先ほどのお話の中であったように賞を広くということであれば、それも含めてという形になるのかと思います。

【Ｃ委員】最後にパネル化して景観賞に興味をもって、このように古河のまちづくりを進めていきましょうというプレゼンの意味があるのであれば、全てパネル化したほうがいいです。予め決められたフォーマットのものをパネル化すればいいので、議長がおっしゃったとおり１１月のタイミングで公開して、その中で市民の意見を集めて、それを踏まえて我々の現地調査をすることもいいと思います

【松本会長】コスト的にも時間的にもそんなにかからないとは思いますね。

　私のほうからは、景観賞は表彰されたものはほとんど現地で顕彰されるものなんですね。古河何とか賞　平成何年度と。ただ、その後文章を書くかどうかです。現場にプレートがないと、まち歩きが活性化しないので必須ですね。お金もそれほどかかりません。あと作品集やチラシを作ること等ですかね。

【事務局】賞を継続していく中で、鎌倉の景観１００選のように情報を積み上げて、最終的に冊子等を作成できればと思います。

【松本会長】自然景観にはプレートはいらないですけどね。鎌倉の場合、手作りでしたね。観光で有名な八幡様とか由比ヶ浜とか材木座海岸とかは知られているので、まさしく発掘景観のようなものでした。

【Ｄ委員】プレートはあまり仰々しいものではないほうがいいです。

【松本会長】大きい看板のようなものはいらないと思います。

　では全体を通して、何かお気づきの点ですとかご質問とか、市の方からこのへんはどうでしょうかということがあればお願いしたいと思います。

【Ｃ委員】応募に対する選考プロセスとか結果の周知についてまだ詰められていないかなと思います。

【松本会長】プレートやチラシを作ることと、選考結果も兼ねたシンポジウム、セミナーみたいなことをやって作品の紹介とかですかね。

【Ｄ委員】広く知って頂いて、これからの景観をつくっていくことが大切なので、そういったことがあれば意識が高まるのではないかと思います。

【松本会長】賞を受賞した人を招いて活動の報告をしてもらうとか、１つの賞が次の活動のきっかけや仕掛けになるような工夫をされたらどうですかということですね。

【事務局】特にまちづくり活動につきましては、その輪を広げていきたいという狙いがありますので、賞をとったあとに市でインタビューをしてこんな苦労があったとかお聞きして、ホームページ等に載せていければと思います。それに対する意見があった場合は、その人を招いて輪を広げられる形になればと考えています。

【松本会長】まちづくり活動のほうは、皆さん苦労をされて、汗を流してお金も払うのかというコストの面だと思います。例えば、花を植えるということですと、汗をかいて花を植えます、花代もかかりますということになります。微々たるものですが、活動費助成といって何分の１かは公共が出しましょう、あるいはどこかの財団やファンドを見つけてきて手を組んで少しお金を出してもらいましょうとかですね、長続きする仕組みをつくるということが普通ですね。やってみてかもしれませんが、そのような市のほうで活動費を助成する制度はありますか。

【事務局】意外と知られていないものもあると思いますので、周知することが重要なのかなと思います。

【松本会長】現在はないということでしょうか。都市計画課ではなくて、市民活動課とかＮＰＯ推進課とかでは。公がやるものではなくて民がやることについて公がささやかなサポートをすることは重要なのですが。もし、そういった課やまちづくりセンター等があって連携するのであれば、活動の幅が広がりますね。あるいは外部の観光協会とかですね。

古河の企業でうちから３０万、５０万払うよというところが出てくるかもしれません。協賛ということもあるかもしれません。その辺は今後の課題ですね。

では、いくつか全体を通して整理をしますと、３部門にしますということですね。まちなみ建築部門、活動の景観ふるまい賞、表彰はしませんが自然景観の部門と。対象についてはハードについては広く応募可とし、その代わり１等賞等、順位付けもあまりしないということ。それと振る舞い賞と建築のほうは名前を考えるということ。選考基準についてもできるだけ応募数に応じてさまざまな工夫をしながら出来るだけ透明性、公平性、公開性に配慮するということ。最後は、賞をできるだけ次へ波及できる仕組みにするということ。そういったことを基本に資料を直して頂いて、実施していきましょうということだったと思いますが、よろしいでしょうか。

【事務局】今おっしゃって頂いた内容を反映して、改めて皆さまにお出しします。

【松本会長】スケジュールは大体こういった形で、やってみようということも重要だと思います。

そうしますと、今、私がお話したような内容で実施することが好ましいという答申でよろしいでしょうか。

【Ｄ委員】１つ確認ですが、まちなみ建築部門で、自然エネルギーを意識した建物、ソーラーとかですね、それは景観としてどうでしょうか。

【松本会長】自然エネルギーがどういった形で景観に係わってくるのか、個別での判断になるかと思いますね。

では、諮問第１号　古河市景観賞については先ほどの内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

本日の議事につきましては以上でございます。報道関係者の方はここで退場となりますのでご協力をお願いします。

（報道関係者退場）

これからの司会進行をお返しいたします。

【司会】松本会長には議事の進行ありがとうございました。委員の皆様方も慎重な審議をいただきありがとうございました。それでは、これで平成２８年度第１回古河市景観審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

午後５時００分閉会